

老朽美浜3号機 運転禁止 仮処分

昨年6月に申し立てた仮処分は、3月7日には第3回目の審尋(裁判)を迎えることとなります。老朽美浜原発3号機は、特定重大事故対処施設工事のために運転が停止されていますが、今年10月にはその工事を終える予定です。美浜原発の運転再開を止めるためには、この仮処分が一番早く有効な手段です。元々美浜原発は活断層が間近にありとても危険な地域です。そのうえ老朽化していますから日本で一番危険な原発と言っても過言ではないかもしれません。今回の仮処分によって老朽美浜原発の運転開始を絶対止めて行きましょう。多くの皆様のご参加をお願いいたします。

3月7日(月) 第3回 審尋に集まるう！

前段集会

- 時間：13時30分より
- 場所：大阪地方裁判所前ひろば

報告集会 記者会見もあります

- 時間：14時30分より
- 会場：堂島ビルディング 9階会議室
大阪市北区西天満2丁目6-8

第3回審尋

- 時間：14時より
- 場所：大阪地方裁判所
大阪市北区西天満2丁目1-10
*弁護団と申立人しか入れません。



老朽美浜3号機運転禁止仮処分の会

連絡先 原子力発電に反対する福井県民会議
福井県福井市日之出3丁目9-3 0776-25-7784